

## 都道首都高速 1 号線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と首都高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 6 条第 1 項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 3 月 31 日付けで締結した「都道首都高速 1 号線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙 6 を次のとおり改める。

( 協定第9条第1項関連 )  
( 機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項 )

## 道路資産の貸付料の額

首都高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(単位：百万円)  
(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋 分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・ のり面構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	202,470	43,766	158,704	8,856	149,848
H 1 9	203,138	43,910	159,227	8,885	150,343
H 2 0	207,313	44,813	162,500	9,068	153,432
H 2 1	203,625	44,016	159,609	8,906	150,703
H 2 2	207,072	44,761	162,311	9,057	153,254
H 2 3	191,596	41,415	150,180	8,380	141,800
H 2 4	197,157	42,618	154,539	8,623	145,916
H 2 5	202,811	43,840	158,971	8,871	150,101
H 2 6	218,809	47,298	171,511	9,570	161,941
H 2 7	230,098	49,738	180,360	10,064	170,296
H 2 8	235,228	50,847	184,381	10,289	174,092
H 2 9	237,031	51,237	185,794	10,367	175,427
H 3 0	302,892	65,473	237,419	13,248	224,170
H 3 1	306,024	66,150	239,874	13,385	226,488
H 3 2	308,998	66,793	242,205	13,515	228,690
H 3 3	308,782	66,746	242,035	13,506	228,530
H 3 4	308,575	66,702	241,873	13,497	228,376
H 3 5	308,439	66,672	241,767	13,491	228,276
H 3 6	308,359	66,655	241,704	13,487	228,217
H 3 7	308,300	66,642	241,658	13,485	228,173
H 3 8	308,498	66,685	241,813	13,493	228,319
H 3 9	309,077	66,810	242,267	13,519	228,748
H 4 0	308,934	66,779	242,155	13,512	228,642
H 4 1	308,776	66,745	242,031	13,505	228,525
H 4 2	308,617	66,711	241,906	13,498	228,408
H 4 3	307,184	66,401	240,783	13,436	227,347
H 4 4	305,700	66,080	239,620	13,371	226,249
H 4 5	304,244	65,765	238,478	13,307	225,171
H 4 6	302,773	65,447	237,325	13,243	224,082
H 4 7	301,300	65,129	236,171	13,178	222,992
H 4 8	299,830	64,811	235,018	13,114	221,904
H 4 9	298,348	64,491	233,857	13,049	220,807
H 5 0	296,903	64,179	232,724	12,986	219,738
H 5 1	295,439	63,862	231,577	12,922	218,655
H 5 2	293,996	63,550	230,446	12,859	217,587
H 5 3	292,558	63,239	229,318	12,796	216,522
H 5 4	291,107	62,926	228,181	12,733	215,448
H 5 5	289,677	62,617	227,060	12,670	214,390
H 5 6	288,321	62,324	225,997	12,611	213,386
H 5 7	286,983	62,034	224,948	12,552	212,396
H 5 8	285,558	61,726	223,832	12,490	211,342
H 5 9	284,142	61,420	222,722	12,428	210,294
H 6 0	282,751	61,120	221,631	12,367	209,264
H 6 1	281,365	60,820	220,545	12,307	208,238
H 6 2	122,915	26,569	96,346	5,376	90,969

別紙 7 を次のとおり改める。

## 計画料金収入の額

## 首都高速道路株式会社における計画料金収入

(単位：百万円)  
(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	263,101
H 1 9	268,946
H 2 0	276,377
H 2 1	271,335
H 2 2	276,337
H 2 3	260,446
H 2 4	266,095
H 2 5	274,059
H 2 6	291,501
H 2 7	302,565
H 2 8	307,762
H 2 9	309,730
H 3 0	375,775
H 3 1	378,870
H 3 2	381,965
H 3 3	381,820
H 3 4	381,675
H 3 5	381,531
H 3 6	381,386
H 3 7	381,242
H 3 8	381,097
H 3 9	380,952
H 4 0	380,808
H 4 1	380,663
H 4 2	380,518
H 4 3	379,014
H 4 4	377,510
H 4 5	376,035
H 4 6	374,560
H 4 7	373,085
H 4 8	371,610
H 4 9	370,135
H 5 0	368,689
H 5 1	367,243
H 5 2	365,796
H 5 3	364,350
H 5 4	362,904
H 5 5	361,487
H 5 6	360,069
H 5 7	358,652
H 5 8	357,235
H 5 9	355,818
H 6 0	354,429
H 6 1	353,041
H 6 2	175,722

別紙 8 中「〔 1 〕 料金の額」を「〔 1 〕 均一料金の額」に改め、〔 1 〕 一. を次のように改める。

一. 通常料金の額

東京線(本協定第 3 条に規定する高速道路の路線名中、(1)から(19)まで、(21)から(23)まで、(25)のうち神奈川県川崎市川崎区浮島町地内の区間、(26)から(28)まで及び(30)の路線をいう。以下同じ。) 神奈川線(本協定第 3 条に規定する高速道路の路線名中、(20)、(24)、(25)のうち神奈川県横浜市金沢区並木三丁目から同県川崎市川崎区浮島町までの区間及び(31)から(35)までの路線をいう。以下同じ。) 及び埼玉線(本協定第 3 条に規定する高速道路の路線名中、(29)の路線をいう。以下同じ。) の通常料金の額は、普通車(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 3 条に定める軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車、普通自動車で乗車定員が 29 人以下のもののうち、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満のものをいう。以下同じ。) 及び大型車(車両総重量 8 トン以上、最大積載量 5 トン以上又は乗車定員 30 人以上の自動車及び大型特殊自動車(同法同条に定める大型特殊自動車をいう。)をいう。以下同じ。) それぞれ 1 回の通行につき、次のとおりとする。

普通車

東京線にあつては 1 台につき	700 円
神奈川線にあつては 1 台につき	600 円
埼玉線にあつては 1 台につき	400 円

大型車

東京線にあつては 1 台につき	1,400 円
神奈川線にあつては 1 台につき	1,200 円
埼玉線にあつては 1 台につき	800 円

別紙 8〔 1 〕 中二. を次のように改める。

二. 特定料金の額

(1) 特定料金(1)の額

下表左欄に掲げる路線を通行する自動車が、同表右欄に掲げる区間のみを通行する場合には、記一.の規定にかかわらず、それぞれ 1 回の通行につき、普通車 300 円、大型車 600 円とする。

路線名		特定料金の徴収区間
東京線	都道首都高速 1 号線	東京都台東区北上野一丁目から同都中央区日本橋本町四丁目まで〔入谷出入口から本町出入口まで(上野出入口から本町出入口までを含む)。ただし、入谷入口から本町出口方向へ通行する場合は、ETC 車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成 11 年建設省令第 38 号。以下「建設省令」という。)第 1 条に規定する有料道路自動料金収受システム(以下「ETC システム」という。)を使

		用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。)に限る。]
	都道首都高速 1 号線	東京都大田区平和島五丁目から同区羽田旭町まで〔平和島出入口から羽田出入口まで(平和島出入口から空港西出入口までを含む。)]
	都道首都高速 4 号線	東京都杉並区永福一丁目から同区上高井戸三丁目まで〔永福出入口から上高井戸三丁目まで(永福出入口から高井戸出入口までを含む。)。ただし、上高井戸三丁目から永福出口方向へ通行する場合は、E T C 車に限る。]
	都道高速湾岸線及び 神奈川県道高速湾岸 線	神奈川県川崎市川崎区浮島町から東京都大田区羽田空港三丁目まで〔川崎浮島ジャンクション(浮島出入口を含む。以下同じ。)]から空港中央出入口まで(川崎浮島ジャンクションから湾岸環八出入口までを含む。)]
神 奈 川 線	神奈川県道高速横浜 羽田空港線及び都道 高速横浜羽田空港線	神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から東京都大田区羽田旭町まで(大師出入口から羽田出入口まで)
	神奈川県道高速横浜 羽田空港線、横浜市 道高速 1 号線	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目から同市神奈川区三ツ沢西町まで〔みなとみらい出入口から三ツ沢西町まで(みなとみらい出入口から横浜駅東口出入口まで、みなとみらい出入口から横浜駅西口出入口まで及びみなとみらい出入口から三ツ沢出入口までを含む。)。ただし、E T C 車に限る。]
	神奈川県道高速横浜 羽田空港線、横浜市 道高速 1 号線	神奈川県横浜市神奈川区神奈川二丁目から同区三ツ沢西町まで〔東神奈川出入口から三ツ沢西町まで(東神奈川出入口から横浜駅西口出入口まで及び東神奈川出入口から三ツ沢出入口までを含む。)。ただし、E T C 車に限る。]
	神奈川県道高速湾岸 線	神奈川県横浜市金沢区並木三丁目から同市磯子区杉田五丁目まで〔並木三丁目から杉田出入口まで(幸浦出入口から杉田出入口までを含む。)。ただし、並木三丁目から杉田出口方向へ通行する場合は、E T C 車に限る。]
	神奈川県道高速湾岸 線	神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで(東扇島出入口から川崎浮島ジャンクションまで。ただし、E T C 車に限る。)
	川崎市道高速縦貫線	神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで(殿町出入口から川崎浮島ジャンクションまで。ただし、E T C 車に限る。)
埼 玉	埼玉県道高速さいたま戸田線	埼玉県さいたま市南区曲本一丁目から同県戸田市美女木四丁目まで(浦和南出入口から美女木ジャンクションまで)



線	埼玉県道高速さいたま戸田線	埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目から同市緑区大字三浦まで（新都心出入口からさいたま見沼出入口まで。ただし、ETC車に限る。）
---	---------------	---

(2) 特定料金(2)の額

下表左欄に掲げる路線を通行するETC車が、同表右欄に掲げる区間のみを通行する場合には、記一の規定にかかわらず、それぞれ1回の通行につき、普通車500円、大型車1,000円とする。

路線名		特定料金の徴収区間
東京線	都道首都高速3号線	東京都目黒区大橋二丁目から同都世田谷区砧公園まで〔池尻出入口から砧公園まで（池尻出入口から三軒茶屋出入口まで及び池尻出入口から用賀出入口までを含む。）〕
	千葉県道高速湾岸線	千葉県浦安市美浜三丁目から同縣市川市高谷まで〔浦安出入口から高谷まで（浦安出入口から千鳥町出入口までを含む。）〕
	埼玉県道高速葛飾川口線	埼玉県川口市本蓮一丁目から同市大字西新井宿まで〔新郷出入口から大字西新井宿まで（新郷出入口から安行出入口まで及び新郷出入口から新井宿出入口までを含む。）〕
	埼玉県道高速足立三郷線	埼玉県八潮市大字大曾根から同県三郷市番匠免二丁目まで〔八潮南出入口から番匠免二丁目まで（八潮南出入口から八潮出入口まで及び八潮南出入口から三郷出入口までを含む。）〕
神奈川線	横浜市道高速2号線	神奈川県横浜市南区高根町三丁目又は同市中区弥生町五丁目から同市保土ヶ谷区狩場町まで〔阪東橋出入口から狩場町まで（阪東橋出入口から花之木出入口まで及び阪東橋出入口から永田出入口までを含む。）〕

別紙8〔1〕中三.を次のように改める。

三. 環境ロードプライシング料金の額

ETC車のうち大型車（以下「ETC大型車」という。）が、神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで（東扇島出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間又は川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで（殿町出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間のいずれかの区間のみを通行する料金の額は、記一.及び記二.の規定にかかわらず、1回の通行につき600円とする。

別紙8〔1〕中四.を次のように改める。

四. 均一料金において割引を適用する自動車及び割引率等

(1) 障害者割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置して

いない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、次の又はの要件を満たすものとして、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード（建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が定めたETCシステム利用規程（平成20年12月1日）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。〕又はETCパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(ロ) 割引率

50%以下とする。

(2) 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC大型車とする。

(ロ) 割引率

20%とする。ただし、割引後の料金の額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもって、50円以上100円未満の端数があるときはこれを50円に切り下げた金額をもって徴収する料金の額とする。

(ハ) 適用区間

神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで（大黒ジャンクションから川崎浮島ジャンクションまで）及び川崎市道高速縦貫

線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで（殿町出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間とする。ただし、神奈川線において通常料金を徴収する区間を通行する場合に限る。

(3) ETC前納割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETCクレジットカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

下表を適用する。

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500円	10,000円	約5%
58,000円	50,000円	約14%

(4) ETC曜日別時間帯別割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車とする。

(ロ) 割引率

下表を適用する。ただし、本割引の割引額について10円未満の端数があるときは、これを10円単位に四捨五入した額とする。

区分	時間帯	割引率
月曜日～土曜日	0時以後6時前	20%
	22時以後24時前	
日曜日及び祝日	終日	20%

（注）祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び会社が別に定める日とする。以下同じ。

日曜日及び祝日における割引率は、記(ロ)にかかわらず、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間、普通車にあっては30%とし、本割引の割引額について50円未満の端数があるときは24捨25入により50円単位の端数処理をした額とする。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）への貸付料の支払に支障のない範囲で、記(ロ)に定める表について軽微な変更を行う場合は、事前に機構に届出をする。

(5) ETC一般向け頻度割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうちETCクレジットカード又はETCパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

記(イ)の自動車が使用するETCカード1枚ごとの利用金額に対し、利用実績算出期間内における月間利用実績に応じて、下表を適用する。

月間利用実績区分	割引率
5,000 円未満	0%
5,000 円以上 10,000 円未満	1%
10,000 円以上 30,000 円未満	2%
30,000 円以上 50,000 円未満	4%
50,000 円以上 70,000 円未満	6%
70,000 円以上	8%

記(ロ) に定める利用実績算出期間は、利用した月の前々月における 1 か月間をいう。  
機構への貸付料の支払に支障のない範囲で、記(ロ) に定める表について軽微な変更を行う場合は、事前に機構に届出をする。

(6) ETC 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC 車のうち ETC コーポレートカード（会社との契約に基づき ETC システム取扱道路管理者（六会社及び公社等をいう。）から貸与を受けた ETC カードをいう。以下同じ。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

ETC 車両単位割引

記(イ)の自動車が使用する ETC コーポレートカード 1 枚ごとの月間利用金額に対し、下表を適用する。

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	2%
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	5%
30,000 円を超え、50,000 円までの部分	8%
50,000 円を超える部分	12%

ETC 契約単位割引

記(イ)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が 100 万円を超え、かつ、利用者の自動車 1 台当たりの月間平均利用額が 5 千円を超える場合にあっては、当該利用者の記(ロ) に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し 5%の割引率を適用する。

機構への貸付料の支払に支障のない範囲で、記(ロ) に定める表について軽微な変更を行う場合は、事前に機構に届出をする。

(7) ETC 会社間連続利用割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC 車のうち下表中欄の接続地点を經由し、東日本高速道路株式会社が管理する同表左欄の路線及び会社が管理する同表右欄の路線の組合せで通行する自動車とする。ただし、会社が管理する路線については、下表右欄に掲げる路線の括弧内の出入口を利用した場合に限る。

路線	接続地点	路線
一般国道 16 号( 横浜横須賀道路 )	横浜市金沢区並木三丁目	神奈川県道高速横浜羽田空港線 ( 横浜公園 )、神奈川県道高速湾岸線 ( 杉田、三溪園 )、横浜市道高速 2 号線 ( 石川町 )

なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、上表について軽微な変更が生じた場合は、事前に機構に届出をする。

(ロ) 割引額

普通車 100 円、大型車 200 円とする。

(8) ETC 路線バス割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC コーポレートカード (ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。) を使用して通行料金の納付を行おうとする路線バス (乗車定員 30 人以上の自動車のうち、道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号) 第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。) とする。

(ロ) 割引率

39% 以下とする。

(9) 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払に支障のない範囲において、次のとおり割引を実施することができる。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC 車とする。

(ロ) 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

(ニ) 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

(ホ) 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に機構に届出をする。

(10) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(ロ) 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を限定する。

(二) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(ホ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に機構に届出をする。

(11) 割引相互間の適用関係

(イ) 障害者割引を適用する自動車に重複して適用する割引は、E T C 前納割引又はE T C 一般向け頻度割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

(ロ) E T C 路線バス割引を適用する自動車は、他の割引と重複して適用しない。

(ハ) 環境ロードプライシング割引、E T C 前納割引、E T C 曜日別時間帯別割引、E T C 一般向け頻度割引、E T C 大口・多頻度割引及びE T C 会社間連続利用割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。

重複適用の有無

	環境					
前納		前納				
曜日別			曜日別			
一般		×		一般		
大口		×		×	大口	
会社間	×					会社間

…適用あり  
×…適用なし

(注) 「環境」、「前納」、「曜日別」、「一般」、「大口」及び「会社間」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、E T C 前納割引、E T C 曜日別時間帯別割引、E T C 一般向け頻度割引、E T C 大口・多頻度割引及びE T C 会社間連続利用割引を指す。

重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	環境ロードプライシング割引又はE T C 会社間連続利用割引
2	E T C 曜日別時間帯別割引
3	E T C 前納割引、E T C 一般向け頻度割引又はE T C 大口・多頻度割引

別紙8〔3〕一.中「追徴」を「徴収」に改める。

別紙8〔3〕二.中「首都高速道路を通行してきた自動車」を「首都高速道路を通行してきたE T C 車」に改め、「乗継券を提出した自動車又は」を削り、「これを1回の通行とみなす。」を「これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきたE T C 車以外の自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、記〔2〕一.に定める額を適用するまでの間、これを1回の通行とみなす。」に改める。

別紙8〔3〕三.(1)中「首都高速道路の料金については、平成20年度における、会社が別に定め

る日以降は対距離料金の額を」を「記〔 2 〕に掲げる事項は平成 23 年度以降における会社が別に定める日から」に改める。

別紙 8〔 3 〕三. (2)中「長距離利用者」を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により国土交通大臣の同意を得た計画に基づく環状道路への回誘導割引、国幹道等との連続利用割引、長距離利用に対する料金の上限を抑える等」に改める。

別紙 8〔 3 〕三. 中(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(1)として次を加える。

- (1) 記〔 1 〕に掲げる事項は平成 21 年 4 月 1 日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。

別紙 8 中〔 3 〕を〔 4 〕とし、〔 2 〕を〔 3 〕とし、〔 1 〕の次に〔 2 〕として次を加える。

## 〔 2 〕 対距離料金の額

### 一. 通常料金の額

- (1) 1 キロメートル当たりの料金の額

1 キロメートル当たりの普通車の料金の額は、29.52 円とする。

- (2) 利用 1 回に対して課する基本料金の額

利用 1 回に対して課する普通車の基本料金の額は、200 円とする。

- (3) 大型車の料金の額

記(1)及び記(2)に定める額に 2 を乗じて得た額とする。

- (4) 適用方法

- (イ) キロ程

入口、出口又は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社あるいは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の間のキロ程は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入しない、出入口等相互間の最短経路により算出した距離とし、別添のとおりとする。

- (ロ) 1 回の通行に係る料金の計算額

1 回の通行に係る料金の計算額は、車種ごとに出入口等間のキロ程に応じて、次の算式により算出する。

$$\text{料金の計算額} = L R + F \quad (\text{単位：円})$$

(注) 上記計算式において L、R 及び F は、それぞれ次の数値を表す。

L：出入口等間のキロ程（単位：キロメートル）

R：1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用 1 回に対して課する基本料金の額（単位：円）

- (ハ) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(ロ)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等間のキロ程に応じた額に消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行うこととす

る。

## 二． 対距離料金において割引を適用する自動車及び割引率等

### (1) 障害者割引については、次のとおりとする。

#### (イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法第 14 条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、手帳に、次の 又は の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

手帳の交付を受けている者のうち、重度障害者が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車が ETC システムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETC クレジットカード又は ETC パーソナルカードと車載器をともに使用する場合には限る。

#### (ロ) 割引率

50% 以下とする。

### (2) 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

#### (イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC 大型車とする。

#### (ロ) 割引率

20% とする。ただし、割引後の料金の額に 50 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもって、50 円以上 100 円未満の端数があるときはこれを 50 円に切り下げた金額をもって徴収する料金の額とする。

#### (ハ) 適用区間

神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで（大黒ジャンクションから川崎浮島ジャンクションまで）及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで（殿町出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間とする。

### (3) ETC 前納割引については、次のとおりとする。

#### (イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC クレジットカード（ただし、車載器とともに本割引の



適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

下表を適用する。

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500 円	10,000 円	約 5%
58,000 円	50,000 円	約 14%

(4) ETC 曜日別時間帯別割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車とする。

(ロ) 割引率

割引率は首都高速道路ネットワークの有効活用の観点で、会社が別に定める。

(5) ETC 一般向け頻度割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

記(イ)の自動車が使用するETCカード1枚ごとの利用金額に対し、利用実績算出期間内における月間利用実績に応じて、下表を適用する。

月間利用実績区分	割引率
5,000 円未満	0%
5,000 円以上 10,000 円未満	1%
10,000 円以上 30,000 円未満	2%
30,000 円以上 50,000 円未満	4%
50,000 円以上 70,000 円未満	6%
70,000 円以上	8%

記(ロ) に定める利用実績算出期間は、利用した月の前々月における1か月間をいう。

機構への貸付料の支払に支障のない範囲で、記(ロ) に定める表について軽微な変更を行う場合は、事前に機構に届出をする。

(6) ETC 大口向け頻度割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうちETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

記(イ)の自動車が使用するETCコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表を適用する。

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0%

5,000 円を超え、10,000 円までの部分	2%
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	5%
30,000 円を超え、50,000 円までの部分	8%
50,000 円を超える部分	12%

機構への貸付料の支払に支障のない範囲で、記(ロ) に定める表について軽微な変更を行う場合は、事前に機構に届出をする。

(7) ETC路線バス割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETCコーポレートカード(ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。)を使用し、通行料金の納付を行おうとする路線バスとする。

(ロ) 割引率

39%以下とする。

(8) 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払に支障のない範囲において、次のとおり割引を実施することができる。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車とする。

(ロ) 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

(ニ) 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

(ホ) 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に機構に届出をする。

(9) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(ロ) 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を限定する。

(ニ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(ホ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に機構に届出をする。

(10) 割引相互間の適用関係

- (イ) 障害者割引を適用する自動車に重複して適用する割引は、E T C 前納割引又はE T C 一般向け頻度割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。
- (ロ) E T C 路線バス割引を適用する自動車は、他の割引と重複して適用しない。
- (ハ) 環境ロードプライシング割引、E T C 前納割引、E T C 曜日別時間帯別割引、E T C 一般向け頻度割引及びE T C 大口向け頻度割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。

重複適用の有無

	環境					…適用あり
前納		前納				x…適用なし
曜日別			曜日別			
一般		x		一般		
大口		x		x	大口	

(注) 「環境」、「前納」、「曜日別」、「一般」及び「大口」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、E T C 前納割引、E T C 曜日別時間帯別割引、E T C 一般向け頻度割引及びE T C 大口向け頻度割引を指す。

重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	環境ロードプライシング割引
2	E T C 曜日別時間帯別割引
3	E T C 前納割引、E T C 一般向け頻度割引又はE T C 大口向け頻度割引

三. 対距離料金の額の適用に当たっては、社会経済情勢、E T C の普及状況、社会実験の結果等を勘案し、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)の規定により国土交通大臣の同意を得た計画に基づく環状道路へのう回誘導割引、国幹道等との連続利用割引、長距離利用に対する料金の上限を抑える等の負担軽減措置の導入など、料金の設定等について改めて検討し、見直しを行う。

別紙8中別添を次のように改める。













この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理 事 長 勢 山 廣 直

首都高速道路株式会社  
代表取締役会長 長 谷 川 康 司